

10万円給付生活保護申請前だと「資産」

全生連 国に是正要求

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は11日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策としての特別定額給付金10万円を、生活保護の申請時に資産として認定しないよう、厚生労働省に要請しました。

生活保護利用にあたっては、預貯金といった資産などを活用して最低生活の維持が困難なことが要件となっています。

全生連の前田美津恵副会長は「すでに生活保護を利用している人に対して、給付金を収入認定しないとされたことに感謝します。一方で、申請する際にも資産認定されないよう検討していただきたい。給付金の趣旨が生かされるようお願いいたします。」と述べ、厚生労働省担当者は、給付金を生活保護の「要否判定」に使用する旨を返答。これに対し全生連は、重ねて検討を求めました。

要請後、前田副会長は「保護認定後に、給付金を申し込めば受け取れるけれど、申請前に10万円を受ければ資産となってしまう。生活保護バッシングもある中で保護利用者もこれから申請する人も大変な思いは同じと、分断をうまない発信をしていきたい」と強調しました。



要望書を手渡す前田美津恵全生連副会長（中央）＝11日、厚生労働省内